



大 輪

発行：島根県社会福祉協議会内
島根県知的障害者施設保護者会連合会
松江市東津田町 1741-3
いきいきプラザ島根 5 F
TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 43

平成 30 年 8 月発行

「我が事・丸ごと」地域共生社会をどうみるか

島根県知的障害者施設保護者会連合会副会長 和田森 洋一

最近よく耳にするのが標題の言葉です。こどもや高齢者、障害のある人や生活困窮者などの課題を地域住民が他人事ではなく「我が事」として対応し、支援体制も縦割りでなく「丸ごと」の包括的視点で捉え、地域共生社会を実現しようと提起されたものと理解しています。今後いろいろ具体的になり、社会整備が行われるとのことですが、まだ内容がよく分からず、掛け声とは別に多くの疑問と不安を感じています。

政府は地域包括システム強化のために、社会福祉法改正として介護保険法の見直しを含め30本以上の法律の見直しを行いました。その中には障害者総合支援法も含まれています。「一億総活躍時代」と言葉の響きは良いのですが、年金受給年令の切り下げで定年退職後も何年かは仕事をしなさいと言われている気がします。現実、65歳くらいまでは皆さんお仕事をされています。そればかりか、地域共生社会では、我が事のように地域住民で社会的弱者を受け入れる活動をしてくださいと言っています。

今、全施連では、あるべき施設の姿を検討しPT-IIの作業が進行しています。知的障害の場合、今のような入所施設の存在は必要なものだと思います。政府の方針では入所施設を縮小して地域へ移行し、みんなで共に暮らそうとしており、それが標題の言葉です。しかし、特に知的障害の場合、介護保険が適用されるような施設で十分な生活ができるかどうか心配です。個別の障害者の特性に合わせた、24時間365日途切れのない専門的支援が必要であるということです。

地域移行では、地域で受け入れる仕組みは、グループホームに近い施設との話も聞きますが、地域移行で心配されるのが、障害の内容によってそれぞれの専門性が要求されることです。知的障害の場合は、多動性や固執性などをコントロールする専門知識と経験を持った職員の配置が必須です。知的障害の場合、現在の入所施設は縮小するのではなく各地域に必要なものであり、福祉の基点となるべきです。また、地域で展開されるグループホーム的な施設は、入所施設の管理下において、専門の職員が地域と連携して障害者の方に対応する。あるいは同等の専門性と経験を持つ人を配置する必要があります。



地域共生は、これからその環境づくりが必要となります。介護職員も有資格者の6割程度しか従事されておらず、3年での離職率が高いと聞きます。家族が民間の介護付き老人施設に入りましたが、2階は職員不足のため空き部屋でした。これらの職場の待遇を含めた変革を優先すべきです。さらに、これから丸ごととなれば、

介護、障害それぞれの分野の専門性の知識が、かかわる担当者個人それぞれに求められます。

一方地域を見てみると、コミュニケーションが取れる範囲がどの程度あるか。場所によっては子供に「お帰り」と声をかければ通報されるご時世です。逆に、周りを見ても限界集落に近く相互の面倒を見るどころではない地域もあります。日本には以前地域コミュニティは存在しましたが時代とともに都市部だけでなく、島根県内でもいろいろな横の連携は薄くなってきています。現在存在するいろいろな施設など、どう違う地域構成ができるのか注視していかなくてはと思います。

仕組み、社会環境づくりは行政の仕事であり、縦割りをなくし、「丸ごと」は現場だけでなく、行政も窓口をはじめ組織改革をする必要があります。地域づくりに必要な人員を町内会やボランティアに頼るよう受け取れますが、不足人員を補うのはボランティアではありません。ルーチン作業に入れば職員です。このあたりの仕組みづくりも行政としておこなうべきです。

社会的な弱者が、社会の中で暮らしていくには、自助、共助、公助、互助が必要です。しかし、この地域包括ケア強化の中で、互助が強制にはなりません。私たちは保護者として、必要なものは必要と声を一つにして主張し、自分たちから地域共生の制度を構築して行く気概を持ちたいものです。

今、日本に求められているのは、障害者権利条約を批准した国に相応しい福祉制度を構築することです。

平成30年度 島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会報告

平成30年7月14日（土）いきいきプラザ島根において、島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会を開催しました。

テーマ：私たちを取り巻く情勢と諸課題

～我が子・きょうだいの幸せを願って～

講師：南 守 氏（全国知的障害者施設家族会連合会 副理事長）
（障害者支援 あじさい園 施設長）

参加者数：53名

【講演概要】

南講師からは「ゆでガエル現象」にたとえ、熱い湯にカエルを入れるとすぐ飛び出てしまいやけどをしない。一方、ぬるま湯に入れるとそれなりに生き抜くことができるがいずれ死んでしまう。すなわち、私たちはぬるま湯の中で生かさず殺さず生活をさせられているが、早く気づき行動を起こさなければ大変な事態を迎えることになる。このためには家族会の「力」を付けていかなければならない。力を付けることで行政から意見を求められたり、施設及び職員も変わってくることにつながるのだということを学びました。

講師から、家族会として理解しておくべき事項及び取り組んでいかなければならない事項が次のとおり示されました。



- ①制度の多くは「報酬告示」で定められており、国会を通さずにいつでも変えることができるものである。
- ②障害者福祉計画を策定するにあたっては福祉協会など関係機関とタイアップして進めることが大切である。
- ③施設からグループホームに移ることはよいが、将来施設に帰ることが出来るかどうか考える。
- ④施設運営は互助的な要素があることを理解することが大切である。
- ⑤法人が余剰金を使用して事業展開する場合は、借入金として計上すべきものである。
- ⑥問題が生じれば、全施連に相談する。

【参加者の感想】

- 家族の立場、サービス事業所の立場双方向からのお話で、とても参考になりました。
制度の実情もわかりやすく説明していただき、知らないことが多いと思い、勉強しなければならないと感じました。
質問の時間にありましたが、病気の治療に関する心配が強い印象を受けました。現状ではマンパワーに頼る以外になく、しかし、施設でもその体制を整えることは難しい。
それぞれの施設の家族会が活発になることが、全体の力を挙げることになると思いました。
それに取り組んでいかないといけないと思いました。
- 初めて研修会に参加させていただき、南先生のわかりやすいお話を聞き、子供の為に頑張らなくてはいけないと思いました。親なき後のことがいちばん心配です。
- 今の現状がよくわかった。(初めて参加させていただきました)
ゆで蛙にならないように、いろいろ学んでいかなければならないと思った。
- 今までにない研修会であった。
家族会、県施連での取り組み指針についての指導であったと受け止めました。
今回のようなお話を今後もやっていただきたい。

研修のご案内

第14回全国知的障害者家族会連合会 全国大会 in ひょうご

今から始める第一歩 ～福祉の後退を許さない～

日 時：平成30年度10月23日（火）～24日（水）
場 所：シーサイドホテル舞子ビラ神戸（神戸市垂水区東舞子町18-11）
会 費：6,000円（交流会7,000円・宿泊費別）

第7回手をつなぐ育成会中国・四国大会 鳥取大会・「すまいる大会」鳥取大会

「ともに生きる」今、私たちにできること

日 時：平成30年度11月10日（土）～11日（日）
場 所：（主会場）とりぎん文化会館（鳥取市徳尚町101-5）
参加費：一般大会 3,500円（希望者のみ：情報交換会6,000円）
本人大会 2,000円（希望者のみ：体験観光3,000円 交流会4,000円）

お問合せ先：島根県知的障害者施設保護者会連合会 事務局 (0852) 32-5979 新田

施設保護者会活動状況



はばたき家族会

“吾が子への想い”

はばたき家族会 会長 金本 今規

吾が子が生まれ育った家を離れ、施設に入所した時は、私達では計り知れない程の不安で一杯だったと思っています。自分の家族と共に過ごした月日より何倍もの年月を施設で暮らしてきました。それでも今でも会うたびに悲しい愁いのある表情をみせます。

吾が子を含めこの子らの心の襞に刺さったものを、一つひとつ、少しずつでも取り除く事ができれば…、この子ら（苑生、利用者）みんなが、ここで暮らせて本当に倅せだったと思ってけると信じています。

全施連、県連合会は勿論のこと、福祉にたずさわる全ての方々が「福祉」の二文字の意味をかみしめ、感性をみがき合いながら、物心両面で精一杯援助（支援）して行ってくれ、この子らが笑顔のある毎日を送ることが出来るのではないのでしょうか。

悲惨な事件が多い世の中ですが、吾が子らが安全、安心な暮らしが出来ることを切に切に願っている今日この頃です。

はばたき家族会の事業計画

4月	役員会	9月	敬老会
5月	労力奉仕 (通所はばたき委託) 総会・懇親会	10月	はあとふるフェスタ 労力奉仕 (通所はばたき委託)
6月	語り合いの集い	12月	語り合いの集い
7月	はばたき夏祭り	3月	はばたき作品展 役員会 語り合いの集い
8月	ふれあい祭り		

